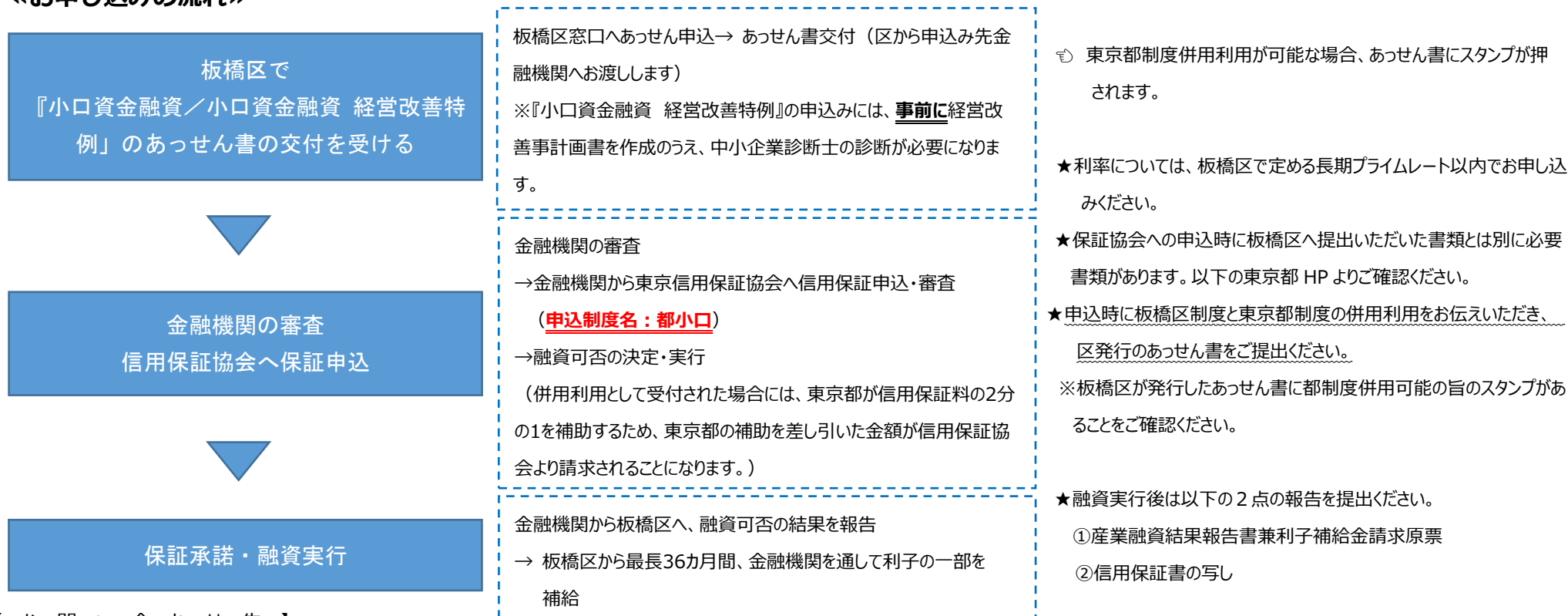




板橋区の利子補給と東京都の信用保証料補助を併用する場合の融資手続きの流れ

板橋区の「全国統一保証制度」の要件を満たし、かつ東京都の「小規模企業向け融資（小口）」の要件を満たす方は、板橋区の利子補給と東京都の信用保証料の補助が受けられる場合があります。

「お申し込みの流れ」



【お問い合わせ先】

（区制度に関すること）板橋区 産業経済部 産業振興課 産業支援グループ

TEL：03（3579）2172

（都制度に関すること）東京都 産業労働局 金融部 金融課

TEL：03（5320）4877

（信用保証申込必要書類について） <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/syorui/>

（信用保証申込に関すること）東京信用保証協会

TEL：03（3987）5445

創業

板橋区の利子補給と東京都の信用保証料補助を併用する場合の融資手続きの流れ

板橋区の「創業支援融資」の要件を満たし、かつ東京都の「創業融資」の要件を満たす方は、併用利用することで、板橋区の利子補給と東京都の信用保証料の補助が受けられる場合があります。

「お申し込みの流れ」

板橋区で
「創業支援融資」のあっせん書の
交付を受ける

板橋区窓口へあっせん申込み → あっせん書交付（区から申込み先金融機関へお渡しします）
※申込みには、**事前に**創業計画書を作成のうえ、中小企業診断士の診断が必要になります。

☞ 東京都制度併用利用が可能な場合、あっせん書にスタンプが押されます。

★貸付利率については、板橋区で定める長期プライムレート以内でお申込みください。

★保証協会への申込み時に板橋区へ提出いただいた書類とは別に必要書類があります。以下の東京都HPよりご確認ください。

★申込時に板橋区制度と東京都制度の併用利用をお伝えいただき、区発行のあっせん書をご提出ください。

※板橋区が発行したあっせん書に都制度併用可能の旨のスタンプがあることをご確認ください。

※板橋区制度の創業支援融資として申込みをすると東京都の信用保証料補助は受けられない場合がありますのでご注意ください。

金融機関の審査
信用保証協会（創業アシストプラザ）へ
保証申込
※『東京都制度 創業』として申込む

金融機関の審査
→ 金融機関から東京信用保証協会(創業アシストプラザ)へ信用保証申込み・審査 (**申込制度名：都創業**)
→ 融資可否の決定・実行
(併用利用として受付された場合には、東京都が信用保証料の2分の1を補助するため、東京都の補助を差し引いた金額が信用保証協会より請求されることになります。)

★融資実行後は以下の2点の報告を提出ください。

①産業融資結果報告書兼利子補給金請求原票

②信用保証書の写し

保証承諾・融資実行

金融機関から板橋区へ、融資可否の結果を報告
→ 板橋区から最長42カ月間、金融機関を通して利子の一部を補給

【お問い合わせ先】

（区制度に関すること）板橋区 産業経済部 産業振興課 産業支援グループ

TEL：03(3579)2172

（都制度に関すること）東京都 産業労働局 金融部 金融課

TEL：03(5320)4877

（信用保証申込必要書類について） <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/syorui/>

金融機関ご担当者様へ

（信用保証申込に関すること）東京信用保証協会

TEL：03(3987)5445

事業承継

板橋区の利子補給と東京都の信用保証料補助を併用する場合の融資手続きの流れ

板橋区の「事業承継資金融資」の要件を満たし、かつ東京都の「事業承継（融資対象1）」の要件を満たす方は、板橋区の利子補給と東京都の信用保証料の補助が受けられる場合があります。

「お申し込みの流れ」

板橋区で『事業承継資金融資』の
あっせん書の交付を受ける

板橋区窓口へあっせん申込→ あっせん書交付（区から申込み先金融機関へお渡します）

※申込みには、**事前に**事業承継計画書等を作成のうえ、中小企業診断士の診断が必要になります。

☞ 東京都制度併用利用が可能な場合、あっせん書にスタンプが押されます。

★利率については、板橋区で定める長期プライムレート+0.2%以内でお申し込みください。

★保証協会への申込時に板橋区へ提出いただいた書類とは別に必要書類があります。以下の東京都 HP よりご確認ください。

★申込時に板橋区制度と東京都制度の併用利用をお伝えいただき、区発行のあっせん書をご提出ください。

※板橋区が発行したあっせん書に都制度併用可能の旨のスタンプがあることをご確認ください。

★融資実行後は以下の2点の報告を提出ください。

- ①産業融資結果報告書兼利子補給金請求原票
- ②信用保証書の写し

金融機関の審査
信用保証協会へ保証申込

金融機関の審査

→金融機関から東京信用保証協会へ信用保証申込・審査

(申込制度名：事業承継)

→融資可否の決定・実行

(併用利用として受付された場合には、東京都が信用保証料の2分の1を補助するため、東京都の補助を差し引いた金額が信用保証協会より請求されることとなります。)

保証承諾・融資実行

金融機関から板橋区へ、融資可否の結果を報告

→ 板橋区から最長60カ月間、金融機関を通して利子の一部を補給

【お問い合わせ先】

(区制度に関すること) 板橋区 産業経済部 産業振興課 産業支援グループ

TEL : 03 (3 5 7 9) 2 1 7 2

(都制度に関すること) 東京都 産業労働局 金融部 金融課

TEL : 03 (5 3 2 0) 4 8 7 7

(信用保証申込必要書類について) <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yooshi/syorui/>

(信用保証申込に関すること) 東京信用保証協会

TEL : 03 (3 9 8 7) 5 4 4 5